

2019年大分市議会第3回定例会・反対討論

日本共産党の岩崎貴博です。私は、日本共産党議員団を代表して、各常任委員長報告に対する反対討論を行います。

●まず、議第74号・令和元年度大分市一般会計補正予算(第2号)についてです。

令和元年度9月一般会計補正額は、3億2,100万円です。特別会計を含めた全会計の補正総額は、3億2,500万円となっています。

一般会計補正予算の、市道における安全・安心対策や、子育て支援に関する施策の拡充などには賛同致します。しかし、市民の願いに反する予算などの執行には同意できません。

●2款総務費1項総務管理費4目企画費に、自治体ポイント導入に係る経費として、2,424万円が計上されています。これは消費税増税に伴う反動減対策に併せて、マイナンバーの促進を図ろうとするものです。消費税増税とマイナンバー制度に反対する立場から賛同できません。

●3款・民生費1項3目、社会福祉費に、旭町文化センター管理費として、のり面改修工事費、1,500万円が計上されています。施設の安全上必要な工事そのものに反対するものではありませんが、同和対策事業の一環であり、基本的立場から賛同できません。同和関連事業は、一刻も早く一般施策に移行することを求めます。

●4款・衛生費3項6目、ごみ減量・リサイクル推進事業費に、指定ごみ袋作製等業務委託料として、限度額2億6,600万円の債務負担行為が計上されています。家庭ごみ有料化は消費税と同様、所得の低い世帯ほど負担が重くなる逆進性の強い制度です。家庭ごみの減量は、市民の理解と協働によって推進すべきであり、憲法25条に基づいた自治体業務を有料化すべきではありません。

●6款・農林水産業費2項林業費2目、林業振興費に、森林環境整備促進事業に係る経費として、1,045万円が計上されています。これは、大分市森林環境譲与税基金を活用し、森林整備の事業費に充てようとするものです。森林の吸収源対策や公益的機能の恩恵を口実に、国及びCO2を排出する大企業が引き受けるべき負担を、国民に押し付けるものです。

また、各自治体への配分基準は、人口指標の割合が林業従事者数の割合よりも高く設定され、私有人工林が多い市町村より、都市部へ多額に配分される問題点もあります。このような点から、森林環境税が森林整備の安定的な財源確保策としてふさわしいのかどうか、林業経営の専門家や有識者からも疑義が示されています。

森林の公共的・多面的機能を踏まえれば、森林整備のための安定的な財源は、国の一般会計における林業予算として拡充すべきであり、需要のある自治体への地方交付税の拡充で行うべきと考えます。

●10款・教育費2項小学校費3目、学校建設費に、金池小学校施設整備事業費として、限度額58億2,000万円の債務負担行為が計上されています。

大分市は総務省が進めるままに、「(大分市)PFI等導入指針」を定め、PFI事業を押し進めています。PFIは、「安くて優れた品質の公共サービスの提供」が実現すると推奨されていますが、経営破たんや事故、事業者の撤退など、全国のあちこちで問題が起こっています。

今回の提案は、校舎の建設と15年間の維持管理を一括し、約58億円で契約するものですが、長期間に亘る契約は、学校のセキュリティや個人情報保護、緊急事態や災害発生時の対応などに不安があり、契約期間中に問題が生じれば、第一に損害を被るのは子どもたちです。

従来通り、学校建設や維持管理は自治体主導を基本とし、一定のスパンで契約を見直せるよう分割して発注することは、安全を担保するためには重要だと考えます。地域経済の活性化にもつながる公共事業は、無理のない範囲で分割し、できるだけ多くの地元事業者と契約できるよう、直営方式で行うべきです。また、今回の学校建設がPFI事業になれば、今後の学校建設と維持管理にも大きな影響を及ぼしかねません。

以上の理由から、議第74号・令和元年度大分市一般会計補正予算(第2号)に、反対します。

●次に、一般議案です。

議第77号・大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、

議第78号・大分市技能労務職員たる会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について、

議第79号・大分市企業職員たる会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定についてです。

これは、2017年に改定された地方公務員法、および地方自治法により、「会計年度任用職員」という新たな制度が来年4月から施行となることから、「会計年度任用職員」の条例を制定するものです。

地方自治体に行政改革を迫る安倍政権は、「効率化」や「アウトソーシング」の旗を振り、公務労働の民営化・産業化を加速させながら、正規職員の削減を推進してきました。いまや公共サービスが、多くの非正規職員によって支えられ、「官製ワーキングプア」などの問題が広がる中、自治体で働く非正規職員の任用要件が厳格化されることとなります。この法改正によって、期末手当などの支給が可能になったことは喜ばしいことですが、「常時勤務を要する職」に不安定な雇用形態を容認し、「常勤の非正規雇用」という新たな根拠を持ち込むのは問題です。

更に、会計年度任用職員は、「フルタイム」の勤務時間の基準に1分でも満たなければ「パート」扱いとなり、福利厚生などの処遇に格差が生じてしまいます。

住民福祉の増進を担う公務労働の重要性は、近年ますます高まり、複雑化、多様化、高度化しています。これらの諸課題に丁寧に向き合っていくには、安定的で充実した職場体制と、長時間・過重労働の解消は必要不可欠です。「会計年度」、つまり1年毎の不安定雇用が容認され、非正規職員が便利な調整弁とされる危険性もあり、多くの問題につながるものです。

以上の理由から、議第77号・議第78号・議第79号に反対します。

また、関連する**議第82号・大分市における公正な職務の執行の確保に関する条例等の一部改正**について、

議第83号・大分市職員の勤務時間、休憩等に関する条例等の一部改正についても、同様の理由で反対します。

議第84号大分市手数料条例の一部改正についてです。

主な改正内容のうち、貯蔵所設置許可申請手数料の額の改定については、消費税増税によるものであり、増税に反対する立場から賛同できません。

次に、**議第86号大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正**についてです。

これは、小規模保育施設などの特定地域型保育事業者が、代替保育や卒業後の受け入れのために本来確保しなければならない連携施設の要件緩和や、確保しないことができる経過措置の延

長をみとめるものです。

そもそも、小規模保育施設に求められている代替施設や連携園の確保は、保育の質の低下や保育環境の格差を是正するため、また、切れ目のない保育を実施するために定められた苦肉の策とも言える最低条件です。それなのに、保育の受け皿が不足していることなどを理由に条件を緩和し、当面5年間とされた経過措置を更に延長することは、子どもたちの命をまもり発達を支える、保育施設の役割や機能を後退させることに他なりません。

加えて、幼保無償化の実施に伴い、副食費の実費徴収を可能とするものですが、消費税増税を財源とした無償化の実施は、子育て世帯の生活全般にかかる負担増となり、更なる待機児童の増加や保育の質の低下などの深刻な問題点があります。地方自治体にとっても多大な財政負担となり、公立保育施設の統廃合に拍車をかけることにもなりかねない、拙速な無償化には賛成できません。

以上の理由から、議第86号「大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」反対致します。

次に、議第90号大分市立幼稚園条例の一部改正についてです。

これは、大分市が定める休園・統廃合基準に沿い、大分市の6つの公立幼稚園(城南ヶ丘、明野、寒田、こうざき、津留、判田)を廃園するための条例改正です。

大分市においては、依然として待機児童が解消されていない中、10月からは幼保無償化も予定されており、今後ますます、保育の受け皿が必要となることが予想されます。

これまで、わが党は、公立幼稚園における多年制保育や一時預かりなどの拡充と共に、保育の受け皿整備を早急に検討するよう求めて参りました。待機児童の解消は市町村の義務でありながら、既存の施設を活用する検討もせず廃園を強行することは、市町村の責任を後退させるものであり、賛同できません。

以上の理由から、議第90号大分市立幼稚園条例の一部改正について反対いたします。公立の保育施設が果たすべき役割の重要性は高く、実態に応じた柔軟な対応と、今後の方針の見直しをあわせて要望致します。

次に、議第91号 低速電動バスの購入についてです。

今回、委員会で実際に乗車しましたが、自動走行システムと言っても、停止後の発進は手動で行わねばならず、自動運行車両の訓練を受けなければ運転できません。技術の進歩は目を見張るも

のがありますが、安全性や快適性など、技術開発・改良が途上であることは明白です。システムトラブル時の対処など、国際的にも結論が出ておらず、暴走などへの不安感は払しょくされていません。国の法整備などを待って、慎重に検討すべきと考えます。

以上の理由から、議第91号 低速電動バスの購入について反対致します。

●次に、請願・陳情についてです。

まず令和元年請願第2号「消費税10%への増税の中止を求める意見書提出方について」総務常任委員長報告は不採択です。

この請願は、消費税増税による国民生活への負担増、景気の低迷と地域経済への打撃、インボイス制度が及ぼす中小業者への弊害などに対する、不安と懸念から出されたものです。

このような状況下での増税は、市民生活への計り知れない負担と混乱を招くものであり、消費税の中止こそ最大の景気対策です。

以上の理由から、請願第2号の不採択について反対いたします。

次に、令和元年陳情第6号「新環境センター建設候補地の白紙撤回を求める陳情について」経済・環境常任委員長報告は不採択です。

これは、上戸次地区に建設が予定されている新環境センターによって、近隣の交通渋滞、地域の環境破壊、住民の健康被害が懸念されることから、建設予定地の周辺住民447名の署名も添えて、提出された陳情です。

新環境センター建設は、周辺住民の理解と納得が大前提であり、いまだ反対意見が出されている以上、100歩譲っても審査は継続すべきであったと考えます。

よって陳情第6号の不採択に反対します。

次に、陳情7号「高齢者ワンコインバス事業の現行制度の継続を求める陳情について」厚生常任委員長報告は不採択です。

これは、先の議会で可決されたワンコインバス事業の10月からの制度変更に対抗し、現行制度の存続を求めるものです。

新規事業となる「長寿応援バス事業」の周知が始まってはなお、署名行動の中で示される市民の困惑や不満は解消されておらず、下方修正に関する説明も十分ではありません。料金値上げの根

拠も示されない中で、「バス会社への委託料は適切なのか」「100円から150円の引上げでバス会社の赤字が解消するのか」「今後さらなる利用料の引き上げが続くのではないか」などの懸念も広がっています。

委員会では、先の議会の決定事項であると、不採択の声があったようですが、事業目前となった今でも、この事業を「ワンコイン」で継続してほしいという市民の声が上がっていることは重要であり、先の議会で提出された署名に新たに加えられた1093筆の署名の重さは重視すべきです。市民の声はいまだ十分に集約されたとは言えず、今後の高齢者に対する社会参加の推進、介護予防の観点などからも、陳情を採択し、再考すべきと考えます。以上の理由から、不採択に対し反対いたします。

最後に継続審査となっていた、平成31年陳情第2号「公立小中学校、義務教育学校の女子制服にスラックスの選択肢を求める陳情」について、文教常任委員長報告は不採択です。

制服の認識に対する変革は、近年の寒暖差の激しい気候変動や、動きやすさなどの機能的な理由はもとより、LGBT への配慮なども含めて必要性が高まっています。

先の議会では、「学校現場が個別の相談に応じて柔軟に対応する」との答弁が出されましたが、「相談に応じる」というあり方そのものにハードルの高さがあると考えます。ジェンダーレスの視点は、スカートでも、スラックスでも、「自分の意志だけで決められる」ことが重要であり、「相談した生徒」への対応とすべきではありません。いつでも好きな時に、生徒が自由に制服を選択できることを、個人の権利を尊重する新たな「当たり前」にすべきであり、気候変動や外国籍の子どもの増加などからしても、70年前から同じ形の制服を固持する根拠はありません。時代の変化に合わせ、すぐにでも自由に選択できるよう周知すべきであり、採択すべきだと考えます。

以上の理由から、陳情の不採択に反対致します。

以上で反対討論を終わります。